

告 示

熊本県告示第 349 号の 2 の 2

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 48 条の 7 第 2 項の規定により、専ら自転車及び歩行者の一般交通の用に供する道路の部分を次のとおり指定する。

その関係図面は、平成 15 年 3 月 31 日から 60 日間、熊本県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成 15 年 3 月 31 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

1 道路の種類、路線名及び指定する道路の部分等

道路の種類	路 線 名	指定する道路の部分	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
一般県道	湯前人吉 自転車道線	球磨郡須恵村字川瀬 6982 番 地先から 同 所 同 字 6853 番 地先まで	4.7 ～ 5.0	324.5
"	"	球磨郡深田村東字向田 2603 番 地先から 同 所 同 字 2653 番 地先まで	4.7 ～ 5.0	104.8
"	"	球磨郡深田村東字向田 2653 番 地先から 同 所 同 字 2599 番 1 地先まで	4.7	149.4
"	"	球磨郡深田村東字向田 2599 番 1 地先から 同 所 同 字 2600 番 1 地先まで	4.7	64.3
"	"	球磨郡深田村東字向田 2600 番 1 地先から 同 所 同 字 2578 番 地先まで	4.7	4.2
"	"	球磨郡深田村東字向田 2578 番 地先から 同 所 同 字 2577 番 地先まで	4.7	9.3
"	"	球磨郡深田村東字向田 2576 番 地先から 同 所 同 字 千原 2622 番 1 地先まで	4.7	80.8
"	"	球磨郡深田村東字千原 2622 番 1 地先から 同 所 同 字 向田 2664 番 地先まで	4.7	69.1
"	"	球磨郡深田村東字向田 2664 番 地先から 同 所 同 字 2570 番 1 地先まで	4.7	68.9
"	"	球磨郡深田村東字向田 2573 番 地先から 同 所 同 字 同番 地先まで	4.7	21.9
"	"	球磨郡深田村東字向田球磨川左岸堤外地内	4.8	41.3

2 指定する期日 平成 15 年 3 月 31 日

熊本県告示第 349 号の 2 の 3

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成 15 年 3 月 31 日から 60 日間、熊本県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成 15 年 3 月 31 日

熊本県知事 潮 谷 義 子